

# 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 寄附金等取扱規程

2022年3月3日制定  
2023年3月23日最新改正

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）への寄附金等の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「寄附金等」とは、寄附者が協会に対し寄附として提供する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産をいう。
- (2) 「寄附者」とは、寄附金等を協会へ提供する法人又は個人その他の団体をいう。
- (3) 「反対給付」とは、寄附者が協会へ寄附金等を提供する見返りに、協会の保有する資産、権利及び情報等を求める行為をいう。
- (4) 「一般寄附金」とは、広く一般社会に募金活動を行うことにより受領する寄附金等をいう。
- (5) 「特定寄附金」とは、寄附者から次号を除き用途を特定されて受領する寄附金等をいう。
- (6) 「特別寄附金」とは、寄附者から2027年国際園芸博覧会開催の費用を用途とし、寄附金総額の過半を超えない範囲で協会の運営に使用できるものとして受領する寄附金等をいう。

## (受入基準)

第3条 協会は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 協会の事業運営に中立性、公平性が確保でき、2027年国際園芸博覧会の開催理念に反しないこと
- (2) 寄附金等が協会定款第3条に定める目的の達成に資するものであること
- (3) 寄附金等の受領が、現在及び将来にわたり協会に負担を課すものでないこと
- (4) 寄附者が、自ら又は第三者をして、寄附の事実について、寄附者自身やその所属先、あるいはそれらの商品・サービス等の広告・宣伝の目的をもって公表しないこと
- (5) 寄附者が暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないこと

- (6) 寄附金等のうち、展示、植栽その他の設置するための条件整備が必要なものについては、その場所が確保できること
  - (7) 寄附金等のうち、維持管理に相当な経費を要するものについては、予算面についても配慮すること
  - (8) 係争の原因となるおそれがないこと
  - (9) 寄附金等を寄附しようとする者が協会に対してその反対給付を求めないことが確認できること
  - (10) 寄附金等を受け入れることにより、協会の業務に特段の支障がないと認められること
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他の制約がないこと
- 2 前項に規定するもののほか、寄附に条件が付されているときは、その受領につき、代表理事の承認を受けなければならない。
  - 3 前2項にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第1号に規定する重要な財産の譲受けに該当するときは、理事会の承認を受けなければならない。
  - 4 一般寄附金が現金の場合、1口を1万円とし、2口から受け入れるものとする。
  - 5 特定寄附金が現金の場合、1口を1万円とし、10口から受け入れるものとする。ただし、代表理事が認めるときはこの限りでない。
  - 6 特別寄附金が現金の場合、1口を1万円とし、法人については10口から、個人その他の団体については、2口から受け入れるものとする。

(一般寄附金)

第4条 協会は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を前条第1項第2号の目的の達成のために定款第4条第1項に掲げる公益目的事業の運営に使用するものとする。

(特定寄附金)

第5条 協会は、寄附者から特定寄附金を受領することができる。

- 2 特定寄附金は、寄附者から付された資金用途及び寄附金等の管理方法について、代表理事が適当と認めるとき、これを受領することができる。

(特別寄附金)

第6条 協会は、寄附者から特別寄附金を受領することができる。

(受入手続)

第7条 寄附金等を協会に寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、寄附金等申込書（様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号）を協会に提出しなければならない。なお、申込者が第2条第1号に規定する現金以外の寄附金等を協会へ提供する場合には、寄附金等申込書に記入する取得価格等を証する書類を併せて協会に提出するものとする。

- 2 他の文書により提出され、寄附金等申込書の提出が困難な場合は、提出された文書をもって寄附金等申込書とみなすことができる（以下「読み換え申込書」という。）。この場合において、読み換え申込書に可否の決定に必要な事項の記載がないときは聞き取り等の方法により調査を行うものとする。
- 3 協会は、寄附金等申込書又は読み換え申込書を受理したときは、第3条の基準によりその内容を審査し、寄附金等の受入の可否を決定する。
- 4 寄附金等の受入を決定したときは、寄附金等受入決定通知書（様式第2-1号、様式2-2号、第2-3号）により、また、寄附金等を受入しないことを決定したときは、寄附金等受入辞退通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。
- 5 協会は、寄附金等を受け入れたときは寄附金等受領書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

（寄附者の氏名等の公表）

第8条 協会は、寄附の功績を称える等の目的のため、寄附者の氏名又は団体名を公表することができる。ただし、寄附金等申込書（様式第1-1号、様式第1-2号、様式1-3号）において寄附者が同意した場合に限る。なお、公表を行うか否か及び公表の態様等については、協会が、その運営方針等を踏まえ、自由な裁量により決定するものとし、これに対する寄附者の異議等は受け付けないものとする。

（寄附者の個人情報）

第9条 協会は、寄附者から取得した個人情報を、法令の規定や協会の定める個人情報保護方針その他の規程等に則り適切に取り扱わなければならない。

2 協会は、寄附者の同意を得るなど法令の規定に従い、寄附者の個人情報を協会の運営のために活用することができる。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則

この規程は、2022年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、2022年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、2022年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月23日から施行する。

## 寄附金等申込書

年 月 日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事 様

住所  
氏名又は名称

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会寄附金等取扱規程に基づき、次のとおり、貴協会に寄附金等を寄附したく申し込みます。

当該寄附にあたり私は貴協会にいかなる見返りも求めず、寄附の事実について広告・宣伝の目的をもって公表しません。

本申込をもって、私は暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないことを宣誓いたします。

### 記

- 1 寄附金等の金額又は品名  
(物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数)
- 2 寄附金等納付予定日
- 3 住所(寄附金等受入決定通知書の送付先)
- 4 寄附者の氏名の公表  
 同意します。  同意しません。  
※いずれかにチェック(☑)してください。なお、チェックのない場合は公表に同意がなかったものとして取り扱います。

## 寄附金等申込書

年 月 日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事 様

住所  
氏名又は名称

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会寄附金等取扱規程に基づき、次のとおり、貴協会に寄附金等を寄附したく申し込みます。

当該寄附にあたり私は貴協会にいかなる見返りも求めず、寄附の事実について広告・宣伝の目的をもって公表しません。

本申込をもって、私は暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないことを宣誓いたします。

### 記

- 1 寄附金等の使途
- 2 寄附金等の金額又は品名  
(物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数)
- 3 寄附金等納付予定日
- 4 住所(寄附金等受入決定通知書の送付先)
- 5 寄附者の氏名の公表  
 同意します。  同意しません。  
※いずれかにチェック(☑)してください。なお、チェックのない場合は公表に同意がなかったものとして取り扱います。

## 寄附金等申込書

年 月 日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事 様

住所  
氏名又は名称

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会寄附金等取扱規程に基づき、次のとおり、貴協会に寄附金を寄附したく申し込みます。寄附金は2027年国際園芸博覧会開催の費用を用途とし、寄附金総額の過半を超えない範囲で協会の運営に使用できるものとしします。

当該寄附にあたり私は貴協会にいかなる見返りも求めず、寄附の事実について広告・宣伝の目的をもって公表しません。

本申込をもって、私は暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないことを宣誓いたします。

### 記

- 1 寄附金等の金額又は品名  
(物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数)
- 2 寄附金等納付予定日
- 3 住所(寄附金等受入決定通知書の送付先)
- 4 寄附者の氏名の公表  
 同意します。  同意しません。  
※いずれかにチェック(☑)してください。なお、チェックのない場合は公表に同意がなかったものとして取り扱います。

（寄附者） 様

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事

### 寄附金等受入決定通知書

年 月 日において、お申込みの次の寄附金等は、ご趣旨に添い、寄附金等として受納することといたしましたのでご通知申し上げます。

本協会の事業に対するご協力に対し厚くお礼申し上げます。

#### 記

1 寄附金額等

（物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数）

2 振込先等

（物品の寄附の場合は、引渡先）

口座名義	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 （シャ）ニセンニジュウナナネンコクサイエンゲイハクランカイキョウカイ
銀行支店名	横浜銀行 横浜市庁支店
口座種別・番号	普通預金 6063188

- 銀行窓口・ATM・インターネットバンキングをご利用ください。
- 振込手数料は寄附者様のご負担となります。

（寄附者） 様

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事

## 寄附金等受入決定通知書

年 月 日において、お申込みの次の寄附金等は、ご趣旨に添い、寄附金等として受納することといたしましたのでご通知申し上げます。

本協会の事業に対するご協力に対し厚くお礼申し上げます。

### 記

#### 1 寄附金等の使途

#### 2 寄附金額等

（物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数）

#### 3 振込先等

（物品の寄附の場合は、引渡先）

口座名義	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 （シャ）ニセンニジュウナナネンコクサイエンゲイハクランカイキョウカイ
銀行支店名	横浜銀行 横浜市庁支店
口座種別・番号	普通預金 6063188

- 銀行窓口・ATM・インターネットバンキングをご利用ください。
- 振込手数料は寄附者様のご負担となります。

（寄附者） 様

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事

## 寄附金等受入決定通知書

年 月 日において、お申込みの次の寄附金は、ご趣旨に添い、寄附金等として受納することといたしましたのでご通知申し上げます。

本協会の事業に対するご協力に対し厚くお礼申し上げます。

## 記

## 1 寄附金等の使途

2027年国際園芸博覧会開催の費用を使途とし、寄付金総額の過半を超えない範囲で協会の運営に使用できる。

## 2 寄附金額等

（物品の寄附の場合は、名称、規格、数量、取得価格、取得年月日、耐用年数）

## 3 振込先等

（物品の寄附の場合は、引渡先）

口座名義	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 シャ) ニセンニジュウナナネンコクサイエンゲイハクランカイキョウカイ
銀行支店名	横浜銀行 横浜市庁支店
口座種別・番号	普通預金 6063188

- 銀行窓口・ATM・インターネットバンキングをご利用ください。
- 振込手数料は寄附者様のご負担となります。

様式第3号（第7条第4項関係）

年 月 日

（寄附者） 様

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事

### 寄附金等受入辞退通知書

年 月 日付でお申し出がありました寄附につきましては、残念ながら次の理由により辞退いたします。

#### 記

- 1 寄附の内容
- 2 寄附辞退の理由

（寄附者） 様

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
代表理事

### 寄附金等受領書

一金	円			
物件名	規格	数量	価格 (相当額)	備考

ただし、  
として上記金額又は物件を受領いたしました。

(裏)

(注)

個人の方

今回の寄附金は所得税の確定申告上、所得税法第78条第2項第2号に規定される指定寄附金に該当するため、寄附金控除の対象となります。なお、詳細につきましては、所管の税務署へお問い合わせください。

法人の方

今回の寄附金は法人税法第37条第3項第2号に規定される指定寄附金に該当するため、全額損金算入することができます。なお、詳細につきましては、所管の税務署へお問い合わせください。

※特定公益増進法人に対する寄附金の場合は、次のとおり記載する。

個人の方

当協会は公益社団法人であり、今回の寄附金は所得税の確定申告上、所得税法第78条第2項第3号に規定される特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金に該当するため、寄附金控除の対象となります。なお、詳細につきましては、所管の税務署へお問い合わせください。

法人の方

当協会は公益社団法人であり、今回の寄附金は法人税法第37条第4項に規定される特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金に該当するため、損金算入限度額まで損金算入することができます。なお、詳細につきましては、所管の税務署へお問い合わせください。